

第14回関西がんチーム医療研究会

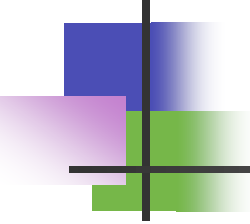
平成26年3月1日（土）大阪科学技術センター ホール

がん治療と仕事 社会保険労務士による両立支援について



NPO法人
がんと共に生きる会
<http://www.cancer-jp.com/>

関 孝 子
特定社会保険労務士



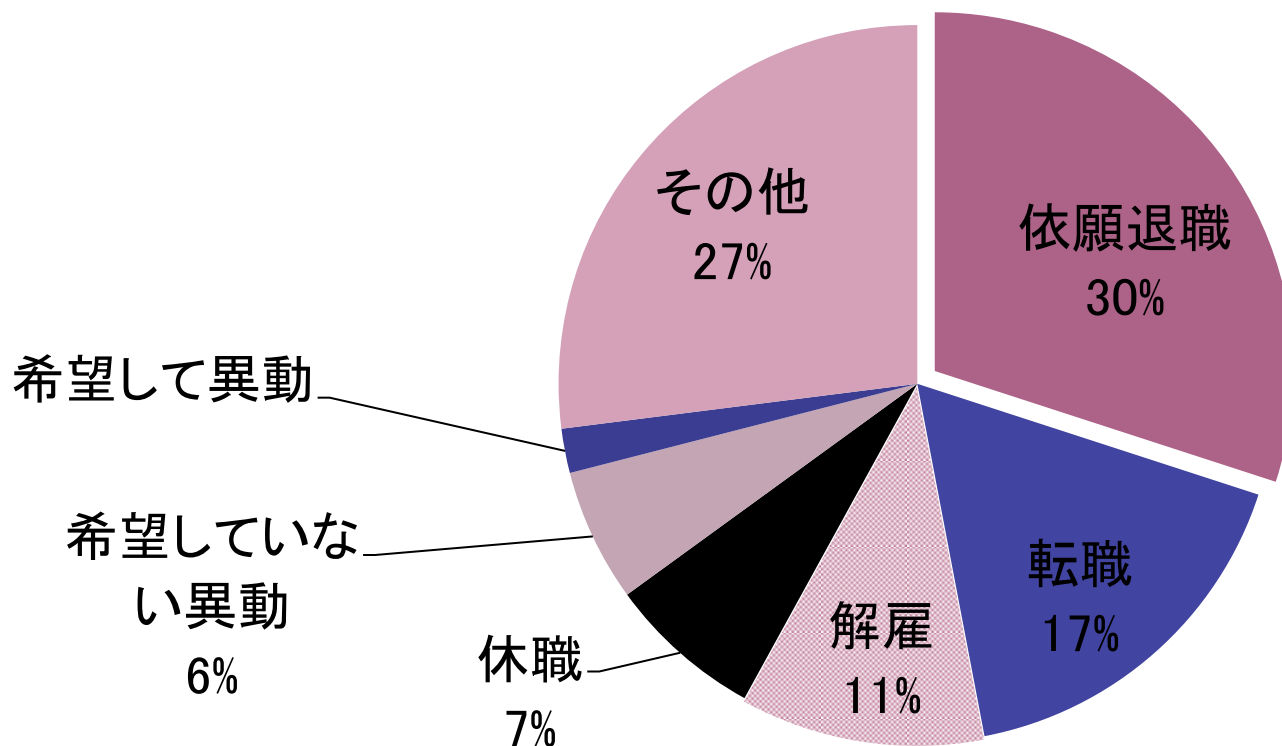
がん罹患者数と生存率

- ✓ 2006年新規がん罹患者数693, 784人
男性約40万人、女性約30万人
- ✓ がん患者の3人に1人は働く世代で罹患(2006年)
20～64歳:233, 374人(33. 6%)
20～69歳:324, 543人(46. 8%)
- ✓ 2003年から2005年にがんと診断された人の
5年相対生存率は男性55. 4%、女性62. 9%
(出典:地域がん登録全国推計によるがん罹患データ国立がん研究センター)

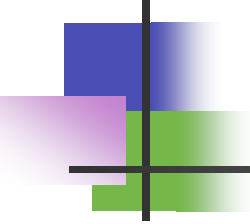
→医療の進歩により、長くつきあっていく慢性病となってきた
「がん」

がん罹患後の就労状況の変化

就労状況変化の詳細



出典:「がんサバイバーに向けた調査2011」アフラック／キャンサー・ソリューションズ(株)他



働く世代へのがん対策

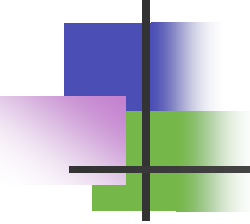
- ✓ **社会とのつながりを維持し、生きる意欲を持ち続けられるような社会づくり**

働く世代ががんに罹患し社会から離れることによる影響を少なくするため、がん患者等が適切な医療や支援を受けられるようにする。

- ✓ **がん患者の就労を含めた社会的な問題の解決**

就労可能ながん患者・経験者さえも、復職、継続就労、新規就労することが困難な場合があると想定され、適切な支援が求められる。

(がん対策基本推進計画(平成24年6月)より)



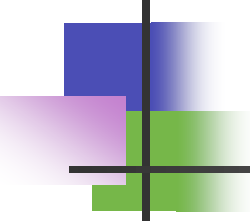
がんと就労への取り組みの歴史

厚生労働省労働基準局委託事業

- ✓ 治療と職業生活の両立等支援手法の開発(がん分野)
- ✓ みずほ情報総研が受託して平成22年度～24年度実施
- ✓ 社労士と看護師がペアとなる復職支援モデル
- ✓ 医療者、企業、就労専門家による連携の有効性

→みずほ情報総研

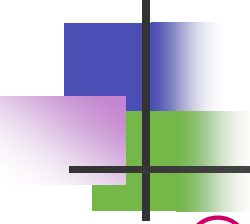
<http://www.mizuhoir.co.jp/company/release/2013/ryoritsu1113.html>



社労士に求められている役割と業務

社労士が行うがん患者支援とは

がん患者やその家族、職場等の現状を把握し、個々の身体的・心理的な状況を理解した上で、社労士の専門性（法律・制度）を活用して問題を解決する。



就労支援としての業務

① 治療と仕事の両立支援

治療と仕事が両立できるように社内制度や法的な面での専門的な相談支援を行い、労働問題(労使トラブル)を未然に防止する。労働問題化してしまっている場合には、可能な手段を検討し解決を試みる。

② 労働社会保険手続に関する相談・代行

がん患者やその家族が公的制度を利用する際の支援(相談・手続代行)を行い、経済的な問題解決に寄与する。

③ 企業のがん対応支援

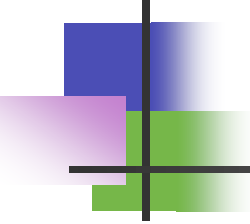
顧問先企業等の労務管理や職場環境づくりに日常的に関わっている中で、就業規則等の制度づくりや従業員ががんに罹患した際の対応支援を行う。



まとめ

全国社会保険労務士会連合会では、
社会保険労務士ががんを正しく理解するため、
・「がんの現状と患者の就労問題」等の研修を開始した。

大阪がんええナビ制作委員会でも、
・がん患者の就労問題にどのような役割を担えるかの考察や事業の立案を進めて、拠点病院・行政との協働による相談支援センター関係者や患者対象説明会の開催等を行うことにより、がん患者の就労問題を解決していくには、まず行政・医療機関・企業等への、がん患者の就労問題に対する理解を進めることと考える。それら関係部局との協働により就労支援体制を構築し、仕事と治療の両立を支援して抱える不安の軽減を図り、『**がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築**』に繋ぐ。



ご清聴ありがとうございました。

参考文献

- ◆ 「最新がん統計」国立がん研究センターがん対策情報センター
- ◆ 「がんサバイバーに向けた調査2011」アフラック他
- ◆ 「がん対策情報」厚生労働省
- ◆ 事例で見る社労士業務「がん患者等の治療と職業生活の両立支援事例」
- ◆ （月刊社労士平成25年5月・6月号）
- ◆ 全国社会保険労務士会連合会研修:「社労士のためのがん患者等就労支援のポイント」より
- ◆ 一般社団法人CSRプロジェクト